

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役一年に処する。
原审未決勾留日数中三〇日を右本刑に算入する。
原审並びに当審訴訟費用は全部被告人の負担とする。

本件控訴の趣意は、弁護士尾崎陞、提出の控訴趣意書並びに同補充書記載のとおりであるから、これをここに引用し、これに対し、次のとおり判断する。

控訴趣意第一点について、
所論によると、原判決は、被告人が被害者の道路中央に佇立して自動車の通過を待っていたのを発見しながら何等除行の措置を執らず、漫然同一速度を以てその前方を通り抜けようとしたことに業務上の過失があると判示する。然しながら当時、被害者は被告人の自動車の進行方向右側から左側に向けて道路中央に立ち、その時対向して進行する車もなかつたのであるから、この様な場合、被告人において被害者が道路を右から左へ横断しようとして被告人の運転する自動車に認め、その通過を待つて佇立しているものと判断したのは当然である。しかるに、被害者は被告人の自動車がその直前に来たところ、酒に酔っていたのでふらふらと前をのり出し、その結果偶発的に本件事故を発生したものであるから、被告人にとつて全く予見できない事故であつて、被告人には何等過失がないと主張する。よつて所論に基き本件記録を精査して検討するに、被告人は原判示のとおり、時速約四〇料で原判示国道を進行中、道路中央に佇立していた被害者Aを発見したのに拘わらず、何等除行措置を執らず、同一速度を以つて同人の直前を通り抜けようとしたところ、同人が急に自動車の進路に進み出たので、自動車の右側車体を同人に突き当て、よつて原判示の如き傷害を与えたものであることを明認できる。このように自動車の往来する道路を横断しようとして、その中央まで進み出た歩行者が自動車の接近し来るのに気付き立止まつた場合においても、常に必らずしも、そのままの姿勢で佇立し、自動車の通過を待つものとは限らず、何等かの衝動に基き突然、前進する場合のあることは日常経験するところである。いわんや本件の場合、証人Bに対する原審証人尋問調書によると被害者は本件事故の発生直前、酒に酔つた風で道路中央に立ち、手を振りながら交通整理のような格好をしていたことが認められるので、被告人にして前方注視の義務を怠らなければ、右の如き挙動により酒に酔つた被害者が突如自動車の進路に進み出ることのあるのは、当然予見し得たところであるから、その動静に細心の注意を払い、右の如き場合、直ちに臨機の措置を講じ、以て危険の発生を未然に防止し得る如く、速力を減じ、佇立者と相当の間隔を保ちつつ通過する等の業務上の注意義務の存することは言うを俟たないところである。然るに、被告人は右注意義務を怠り、漫然四〇料の速度のまま、その前方を通り抜けようとした過失に基き本件事故を惹起したものであるから、到底過失の責を免かれなない。よつて原判決が被告人に対し原判示の如き業務上過失の責任を認めただけであつて、いささかも事実を誤認し、不当に過失の責任を認めただけは認められない。論旨はその理由がない。

控訴趣意第二点の(口)の同補充書の一について
所論によると、原判決が被告人の被害者Aを遺棄した所為と同人の死亡の結果との間に因果関係の存在を認めただけは事実誤認であり、且つ、審理を尽さず判断した違法が存すると主張する。よつて所論に基き本件記録を精査し、原判決挙示の証拠に照らして勘案するに、被害者は被告人操縦の自動車に跳ね飛ばされ、アスファルト舗装の車道上に顛倒し、頭部を強打し原判示の如き重傷を負つて意識を失つたものであり、たとえ所論の如く被告人の「大丈夫か」との問に対し「うん」と答えたものとしても、そのまま放置しておいて自力で恢復歩行するに至るが如きことは到底期待し得ない状態にあつたことを認め得るのである。然るに、被告人は被害者を抱きかかえて歩道上まで運び、深夜同所にそのまま放置して立ち去り、その結果、被害者は無意識の内に苦悶反転している内、同所から約二米離れた側溝に顛倒し溺死するに至つたものと推認するに十分である。而して右の如く意識を失つた重傷の被害者を人通りの少い道路上に放置するときは、右の如き結果の発生することのあるのは通常人の容易に予見し得るところであるから、被告人の遺棄の行為と、被害者の死の結果との間に相当因果関係の存することは自明であつて、原判決の認定は相当であり、何等審理不尽ないし事実誤認の違法は認められない。それ故論旨は理由がない。

控訴趣意第三点同補充書の二について、

は、死の結果に直結する後の因果関係のみが刑法上重要であつて、かかる場合には業務上の過失により被害者に傷害を与えたる行為は、被害者の死の結果に対し刑法上原因を与えたものとは解し難いものと解するのが相当である。そして、若し然からずとすると被害者の一個の死に対し、被告人に対し二重の刑責を問ふことになつて不当である。しかして、本件の場合は被告人の業務上の過失によつて蒙らせた傷害自体が直接の死因となつたのではないから、被告人の業務上過失の所為により被害者の蒙つた傷害がそれ自体生命に関する程度のものであるか否かは右の結論に影響を及ぼすものでない。以上の次第であるから、被害者の死の結果については被告人に対し遺棄致死の責任のみを問ふべきであつて、業務上過失の所為については因て蒙らせた傷害の結果についてのみ責任を負うべきものと解する。してみると、被告め人に対し同時に業務上過失致死及び保護責任者による遺棄致死の罪の各成立を認めたる原判決は法令の解釈を誤り延いて事実を誤認した違法があり、右は固より判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、その余の控訴趣意に対する判断を俟つまでもなく、原判決はこの点において失当としてこれを破棄すべきものである。論旨は理由がある。

よつて本件控訴は理由があるので、刑事訴訟法第三九七条第一項、第三八二条、第三八〇条、第四〇〇条但書に則り原判決を破棄し、当裁判所において自から次のとおり判決する。

(罪となるべき事実)

被告人は前橋市 a 町 b 番地 C 株式会社 D 出張所に自動車運転手として勤務していたものであるが、

第一、昭和三五年一月一日午後三時頃、被告人が以前勤務していた前橋市 c 町 d 番地青果物商 E の店員 F から頼まれ、同人を助手席に乗せ、同店所有の小型貨物四輪車(群〇す〇、×△□号)を運転して東京都 G 市場に行き、蜜柑、約五〇〇貫を積んで帰途につき、前橋市方面に向け、時速約四〇軒で一七号国道を進行中、同日午後十時頃、埼玉県大宮市 e 町 f 丁目 g 番地先に差しかかつた際、道路の中央に佇立して自動車の通過を待つていた A (当五二年)の姿を約二六、七米前方に認めしたが、かかる場合、自動車運転着たるものは絶えず前方を注視し、停立者の動静によく注意し、速力を相当に減じ、佇立者が移動することがあつても直ちに臨機機措置のできるよう停立者から相当の間隔を保つて進行する等事故の発生を未然に防止すべき業務上の注意義務があるに拘らず、何等除行の措置を執らず、漫然同一速度を以て右停立者の直前を通り抜けようとした業務上の過失により、自動車の直前に進出した右 A に本体の右側ライトの上部を接触させ、よつて同人に対し左前額部に長さ約五糎深さ骨膜に達する挫創、左眼瞼部外側に長さ約三糎の骨膜に達する挫創等の傷害を与え、

第二、前記第一掲記の如く、被告人の惹き起こした交通事故のため、A が前記のように頭部、顔面等に傷害を受け脳震盪を起し意識障害を来したため、独力による正常な起居動作が不可能に陥つたので、同人を保護すべき責任があるのに拘らず、医師の手当を求める等同人に対する救護措置を執ることなく、同人を車道上から歩道上に運搬して放置したまま自動車の運転を継続して同人を遺棄し、よつて同人が意識障害のまま歩道上を反転する内、右放置場所から約二、一米東方に距つた幅四〇糎、深さ約四〇糎(水の深さ約二〇糎)のコンクリート製側溝内に身体を顛落させ、同人をして同側溝内の汚水に顔面をつけ遂に溺死するに至らしめ、

たものである。

(証拠の標目)

原判決挙示の証拠の外

一、 当審で取調べた証人 H、同 B の各供述

(法令の適用)

法律に照らすと、被告人の判示第一の所為は刑法第二二一条前段罰金等臨時措置法第二条第三条に、判示第二の所為は刑法第二一八条第一項の罪を犯し、よつて人を死に致したものであるから、同法第二一九条第一〇条に従い、右第二一八条第一項所定の刑と、同法第二〇五条第一項所定の刑を比較し、重い後者の刑に従い、第一の罪につき所定刑中禁錮刑を選択し、以上は同法第四五条前段の併合罪であるから、同法第四七条本文第一〇条により、重い第二の罪の刑に同法第四七条但書の制限に従い法定の加重をなし、なお、被告人についてはその状況憫諒すべきものがあるので、同法第六六条第七一条第六八条第三号を適用し、酌量減輕をした刑期範囲内で被告人を懲役一年に処し、原審未決勾留日数の算入につき刑法第二一条、原審並に当審訴訟費用の負担につき刑事訴訟法第一八一条第一項本文を適用し、主文の

とおり判決する。
(裁判長判事 山本謹吾 判事 目黒太郎 判事 深谷真也)